

## 国民健康保険診療報酬明細書等点検等業務委託仕様書

### 1 目的

国民健康保険被保険者の診療報酬明細書等（以下「レセプト」という。）の内容点検、再審査申出登録及び過誤登録を行うことを目的とする。

### 2 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日とする。

### 3 業務を行う場所

川越市元町1丁目3番地1

### 4 業務日程

業務日程は、川越市（以下「発注者」という。）と受注者の間で協議し決定する。

### 5 業務遂行時間

業務を行う時間は原則として、川越市役所が閉庁の日を除く日の午前9時から午後5時までの間とする。

なお、日程等について変更が生じた場合は、発注者と受注者の間で協議する。

### 6 経費の負担区分

#### (1) 発注者が負担する経費

- ア 業務に必要な光熱費
- イ 業務用端末機及びこれに係る一切の費用

#### (2) 受注者が負担する経費

- ア 業務遂行に必要な消耗品類
- イ 名札

### 7 責任者の指定

受注者は、業務着手前に業務及び発注者に所属する職員との業務連絡の中心となる責任者を指定し、発注者に報告しなければならない。

### 8 提出書類

受注者は、業務着手前に以下の書類を提出しなければならない。

- (1) 業務従事者名簿（個人情報保安上必要なため）
- (2) 委託業務実施計画書
- (3) 個人情報の取扱状況チェックリスト
- (4) その他発注者指定のもの

## 9 業務内容

受注者はレセプト点検（単月点検、横覧点検、突合点検、縦覧点検）、再審査申出登録及び過誤登録を行うものとする。

### (1) レセプト点検

レセプト点検は以下の手順で行う。

ア 受注者は、発注者が用意したCSVデータについて、コンピュータによる自動点検を行う。ただし、データの庁外への持出しは禁止とする。

イ 受注者は、自動点検の結果、疑義の可能性があるレセプトについて、目視点検を行い、再審査請求の対象となる点検結果を抽出する。

※電子データ化されていないレセプトについても目視点検を行うものとする。

### (2) 再審査申出登録

受注者は、(1)イで抽出した結果を国保総合システム上で再審査申出登録する。

### (3) 過誤登録

受注者は、発注者が用意したデータを基に国保総合システム上で過誤登録を行う。

### (4) 業務実施報告

受注者は、毎月点検終了後に点検に従事した点検員の出席状況と、業務完了に係る報告を発注者に対して行うものとする。

また、受注者は、定期的に点検効果、傾向及び改善点等について、資料を作成し、発注者に報告するものとする。

### (5) その他

ア 業務実施日については、事前に打ち合わせをすること。

イ レセプト点検項目についての情報を発注者から報告を受けその情報がレセプト点検項目追加や修正に関する情報であった場合、早急に追加できるよう対応すること。また、追加・修正があったレセプト点検項目について毎月報告すること。

ウ 業務について疑義等が生じたらその都度、発注者に報告・相談し疑義や問題解決に尽力すること。

エ 上記業務以外についても、再々審査など、必要に応じて、発注者と受注者で協議の上、対応を検討すること。

## 10 点検システムの要件

受注者は、業務を遂行するにあたり以下の要件を満たす点検システムを使用すること

ととする。

- (1) レセプト全件、全組合せに対し、点検できる機能を有すること。
- (2) 関係法令等の改正や国からの通知等に対応し、最新の情報で点検できる機能を有していること。
- (3) 再審査申出の結果を分析し、点検精度向上のためのロジック変更が容易であること。

## 11 点検内容及び範囲

### (1) 単月点検

- ア 初診年月日と初診料算定の不一致
- イ 診療実日数と初診・再診回数の不一致
- ウ 傷病名と診療内容の不一致
- エ 各種指導料算定の妥当性
- オ 投薬に対する病名漏れ
- カ 投薬日数に制限のある薬剤
- キ 用法、用量から見た過剰投与
- ク 同一薬効剤の併用投与
- ケ 検査に対する病名漏れ
- コ 配置医師に診察されている施設入所者に対する初診料等
- サ 交通事故等の第三者行為が疑われるレセプト
- シ その他診療報酬請求上不適切と思われるもの

### (2) 横覧点検

- ア 退院後の医学管理料の算定
- イ 検査・画像診断等2回目以降算定の確認
- ウ 入院・外来で同一検査の実施
- エ 各種指導料、管理料を複数の医療機関で算定
- オ その他診療報酬請求上不適切と思われるもの

### (3) 突合点検

- ア 投薬に対する病名漏れ
- イ 投薬日数に制限のある薬剤
- ウ 用法、用量から見た過剰投与
- エ 同一薬効剤の併用投与

オ その他診療報酬請求上不適切と思われるもの

(4) 縦覧点検

ア 各種指導料、各種管理料の算定回数

イ 各種診療、処置、検査、注射の間隔

ウ 投与日数に制限がある薬剤

エ その他診療報酬請求上不適切と思われるもの

12 各業務の概算件数

(1) 点検対象レセプト件数

年間約 1, 100, 000件

※医科（DPCを含む。）、歯科、調剤及び訪問看護のレセプト全件。

(2) 再審査申出件数

年間約 16, 000件

(3) 過誤登録件数

年間約 5, 000件

※(1)、(2)、(3)のいずれも、昨年度実績を基に算出しているため、増減が見込まれる。

13 支払方法

委託料の支払は、2回払いとする。

令和8年10月（令和8年4月から令和8年9月分）

令和9年4月（令和8年10月から令和9年3月分）

14 秘密保持

点検業務に従事する者は、業務上知りえた情報その他について、その業務を離れた場合においても一切漏らしてはならない。

15 その他

(1) 受注者は、業務を遂行するにあたり、発注者と常に業務内容等について十分な打ち合わせを行うものとする。

(2) 受注者は、現場の状況に応じ、仕様書に記載されていない事項及び疑義のある事項については、発注者と協議の上、誠意をもって行うものとする。

(3) この契約の締結後に、消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正により、

消費税等の額に変動が生じた場合は、発注者は、この契約を何ら変更することなく契約金額に相当する消費税額等を加減して支払うものとする。ただし、税法上経過措置の対象となる場合には、経過措置が優先して適用される。

- (4) 本業務の一部を第三者に再委託する場合は、再委託する業務の内容、再委託先の名称、再委託が必要な理由を明記の上、事前に書面にて提出し、発注者の承諾を得る必要がある。

川越市保健医療部国民健康保険課保険給付担当

直通 049-224-5836

# 国民健康保険診療報酬明細書等点検等業務委託積算書

## 1 レセプト点検

人件費								
賃金(時間額)		1日当たり		延従事者数(月)		月数		人件費計①
円	×	時間	×	人	×	月	=	円
諸経費								
人件費計①			×	係数			=	諸経費②
円				%				円
人件費と諸経費の合計								
① + ② =								合計(A)
								円

## 2 再審査申出登録

人件費								
賃金(時間額)		1日当たり		延従事者数(月)		月数		人件費計③
円	×	時間	×	人	×	月	=	円
諸経費								
人件費計③			×	係数			=	諸経費④
円				%				円
人件費と諸経費の合計								
③ + ④ =								合計(B)
								円

## 3 過誤登録

人件費								
賃金(時間額)		1日当たり		延従事者数(月)		月数		人件費計⑤
円	×	時間	×	人	×	月	=	円
諸経費								
人件費計⑤			×	係数			=	諸経費⑥
円				%				円
人件費と諸経費の合計								
⑤ + ⑥ =								合計(C)
								円

入札書に記入する額  
(税抜き) →

合計(A)+(B)+(C)=(D)	
-------------------	--

消費税込み(10%)	
------------	--

国民健康保険診療報酬明細書等点検等業務委託

入札額計算書

(単位:円)

項 目	単位	月当たりの金額	実施月	小計(年額)
レセプト点検	一式		12	積算書の (A)
再審査申出登録	一式		12	積算書の (B)
過誤登録	一式		12	積算書の (C)
合 計 金 額				積算書の (D)

↓

入札書に記入  
(税抜き額)